

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（様式等集）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
I 少額短期保険業者等関係 別紙様式 I－38 文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿 商号又は名称 代表者の氏名 印 商号又は名称 代表者の氏名 印 分割の認可申請書 保険業法第173条の6の規定に基づき分割の認可について申請します。 添付書類 1 理由書 2 吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面 3 当事者である保険会社等の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 4 当事者である保険会社等の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 5 会社分割により承継しようとする事業又は会社分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面 6 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類 イ 分割対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面 ロ 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等（以下「分割会社等」という。）を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面 (1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額 (2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性 (3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性 ハ 会社分割により保険契約を承継する会社（以下「承継会社」という。）を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面 (1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額 (2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割後における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性 (3) 移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性 ニ 保険業法第百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の異議の理由及び当該異議に対する分割会社等又は承継会社の対応を記載した書面 ホ 承継会社の分割対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面 ヘ 保険契約の種類ごとに法第百七十三条の四第八項に規定する場合において解約する旨を申し入れた保険契約者の数並びに同項の規定により吸収分割会社又は新設分割会社（保険契約の全部を承継させる分割を行うものを除く。）が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面	I 少額短期保険業者等関係 別紙様式 I－38 文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿 商号又は名称 代表者の氏名 印 商号又は名称 代表者の氏名 印 分割の認可申請書 保険業法第 1 7 3 条の 6 の規定に基づき分割の認可について申請します。 添付書類 1. 理由書 2. 吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面 3. 当事者である保険会社等の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 4. 当事者である保険会社等の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 5. 会社分割により承継しようとする事業又は会社分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面 6. 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面 ① 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、会社分割により承継させるものとされる保険契約（以下「分割対象契約」という。）及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面 ② 分割対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面 ③ 会社分割により保険契約を承継する会社を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（様式等集）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
7 <u>当事者である保険会社等の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面</u> 8 会社分割費用を記載した書面 9 保険業法第一百七十三条の四第二項の規定による公告又は催告をしたことを証する書面 10 保険業法第一百七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面 11 保険業法第一百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の十分の一（保険契約の全部を承継させる分割である場合にあっては、五分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の保険業法施行規則第一百五条の四で定める金額が保険業法第一百七十三条の四第六項の金額の総額の十分の一（保険契約の全部を承継させる分割である場合にあっては、五分の一）を超えなかったことを証する書面 12 会社法第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に関する公告等）（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面 13 独占禁止法第十五条の二第二項又は第三項（会社分割の事前届出）の規定による届出を要する場合においては、当該届出をしたことを証する書面 14 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款 15 会社分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 16 会社分割に際して就任する会計参与があるときは、就任を承諾したことを証する書面及び会計参与の履歴書 17 当該会社分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する<u>保険業法施行規則第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類</u> 18 当該会社分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の<u>収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類</u> 19 当該会社分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類 20 当該会社分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類 21 その他<u>保険業法第一百七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</u>	7. <u>当事者である保険会社の会社分割後における収支の見込みを記載した書面</u> 8. 会社分割費用を記載した書面 9. 法第一百七十三条の四第二項の規定による公告又は催告をしたことを証する書面 10. 法第一百七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面 11. <u>法第一百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百五条の四で定める金額が法第一百七十三条の四第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面</u> 12. 会社法第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に関する公告等）（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面 13. 独占禁止法第十五条の二第二項又は第三項（会社分割の事前届出）の規定による届出を要する場合においては、当該届出をしたことを証する書面 14. 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款 15. 会社分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 16. 会社分割に際して就任する会計参与があるときは、就任を承諾したことを証する書面及び会計参与の履歴書 17. 当該会社分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類<u>当該分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類</u> 18. 当該会社分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の<u>収支の見込みを記載した書類</u><u>当該分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類</u> 19. 当該会社分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類 20. 当該会社分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類 21. その他<u>法第一百七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（様式等集）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
別紙様式Ⅰ－３９	別紙様式Ⅰ－３９
文 書 番 号 年 月 日	文 書 番 号 年 月 日
財務（支）局長 殿	財務（支）局長 殿
移転会社 商号又は名称 代表者の氏名 印 移転先会社 商号又は名称 代表者の氏名 印	移転会社 商号又は名称 代表者の氏名 印 移転先会社 商号又は名称 代表者の氏名 印
保険契約の移転の認可申請書	保険契約の移転の認可申請書
保険業法第272条の29において準用する保険業法第139条に基づく保険契約の移転の認可について申請します。	保険業法第272条の29において準用する法第139条に基づく保険契約の移転の認可について申請します。
添付書類	添付書類
1 理由書 2 保険業法第二百七十二条の二十九において準用する <u>保険業法第百三十五条第一項の契約に係る契約書</u> 3 移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録 4 移転会社及び移転先会社の貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表） 5 移転会社の財産目録 6 <u>移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面</u>	1 理由書 2 <u>法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約に係る契約書</u> 3 移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録 4 移転会社及び移転先会社の貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表） 5 移転会社の財産目録 6 <u>移転会社を保険者とする保険契約について、移転するものとされる保険契約（以下、「移転対象契約」という。）及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面</u> 7 <u>移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面（保険計理人の意見書含む）</u>
7 <u>移転会社を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面</u> イ <u>当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額</u> ロ <u>当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性</u> ハ <u>保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性</u> 8 <u>保険業法第二百七十二条の二十九において準用する保険業法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面</u> 9 <u>移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面</u> イ <u>当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、保険業法第百九十九条において準用する保険業法第百十六条第一項の責任準備金）その他の準備金の額</u> ロ <u>当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金</u>	8 <u>法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面</u> 9 <u>移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約とする。次号において同じ。）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金）の額を記載した書面</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（様式等集）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<u>その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性</u> <u>ハ 移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性</u> 10 保険契約の移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について、同一の保険契約者又は被保険者がある場合には、当該保険契約者又は被保険者ごとの全ての保険契約の保険金額の合計額及び全ての保険契約に係る令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面 11 保険業法第二百七十二条の二十九において準用する保険業法第百三十七条第一項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面 12 保険業法第二百七十二条の二十九において準用する保険業法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の保険業法施行規則第二百十一条の六十三に規定する金額が、保険業法第二百七十二条の二十九において準用する保険業法第百三十七条第三項（保険業法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面 13 12の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面 14 移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面 15 及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面 16 転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面 17 保険契約の種類ごとに保険業法第二百七十二条の二十九において準用する保険業法第百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面 18 保険業法第二百五十条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面 19 その他保険業法第二百七十二条の二十九において準用する保険業法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類	1 0 移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について、同一の保険契約者又は被保険者がある場合には、当該保険契約者又は被保険者ごとのすべての保険契約の保険金額の合計額及びすべての保険契約に係る令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面 1 1 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面 1 2 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 1 3 法第二百五十条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面 1 4 その他法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類